

議員発議第 2 号

令和7年9月24日

河合町議会議長 宅 田 俊 文 殿

提出者 河合町議会議員 坂 本 博 道
賛成者 河合町議会議員 長谷川 伸 一
賛成者 河合町議会議員 佐 藤 利 治
賛成者 河合町議会議員 馬 場 千恵子
賛成者 河合町議会議員 岡 田 康 則
賛成者 河合町議会議員 中 山 義 英
賛成者 河合町議会議員 大 西 孝 幸
賛成者 河合町議会議員 梅 野 美智代
賛成者 河合町議会議員 枇 本 光 清
賛成者 河合町議会議員 常 盤 繁 範
賛成者 河合町議会議員 枇 本 貴 司

農地法の許可なく進められている農地造成を中止し、現状回復
させるために、行政対応を強めることを求める決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定に基づき提出いたします。

農地法の許可なく進められている農地造成を中止し、現状回復 させるために、行政対応を強めることを求める決議書

奈良県北葛城郡河合町の佐味田地区で、農地法第4条の許可なく大規模な農地の造成行為が進められています。その一部は農地法第3条に基づき、河合町の行政委員会である農業委員会が許可した区画も含まれています。

令和4年7月頃から始まった造成行為は、トンブロックを擁壁として積み上げ、埋め立てにあたっては、建設廃材のコンクリート殻、アスファルト殻、鉄筋などが埋められているのが確認されています。また、周辺住民からは粉じん、騒音の苦情も出され、健康や環境への影響が懸念されています。

この間、地元自治会の要望をふまえ、河合町、農業委員会、奈良県が連携して対応に努力された上で、「農地法違反に係る是正指導」により、造成行為の停止、現状回復を行うよう再三にわたり指導をされています。また、農地法だけでなく、「産業廃棄物処理法」「盛土規制法」「大気汚染防止法」「騒音規制法」などからの検討もされています。

しかし、現状は造成行為により、農地としての活用どころか、農地の破壊が継続、拡大され、住民のいのちと健康、環境、そして農地を守る点でも看過できない状況です。

また、法律や条例に基づく公正な行政運営という点でも厳しく対応すべき時期にきて いるといえます。

河合町、奈良県のこれまでの努力をふまえながら、公正な行政運営で、住民福祉の向上をはかるために、河合町佐味田地区での農地法の許可なく進められている農地造成について、下記要望します。

記

1. 河合町におかれましては、農地法の許可なく進められている農地造成の中止、原状回復のために、奈良県との連携を強めるとともに、町の行政委員会である農業委員会の農地法第3条に基づく許可の取消しを含め、町として主体性を持って公正な行政運営を進めること。
2. 奈良県におかれましては、農地法の許可なく進められている農地造成の中止、原状回復のために、法にもとづき、公正な行政運営を進めること。

令和7年9月24日

奈良県北葛城郡河合町議会